

規制シート(様式)

190195600980001

平成28年12月27日

規制の名称	海岸管理者による許可又は承認、災害時における緊急措置	所管府省	国土交通省
根拠法令等	海岸法(昭和31年法律第98号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	水管理・国土保全局 砂防部 保全課海岸室長 内藤 正彦
規制目的	海岸法の目的である海岸の防護、海岸環境の整備と保全、公衆の海岸の適正な利用を図るために必要となる規制を行うもの。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ①公共海岸における(海岸保全施設以外の)施設・工作物の設置による占用の許可制 ②公共海岸における一定の行為の制限・禁止 ③海岸管理者以外の者による海岸保全施設に関する工事に係る設計及び実施計画の承認制 ④海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者による操作施設の操作規程の制定義務及び承認制 ⑤災害時における被害防止のための近隣住民等の緊急措置への協力義務 	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	H26の海岸法改正により、災害時における現場作業員の安全確保を最優先とした管理運用体制を構築するため、操作規程の作成及び海岸管理者の承認に関する規制を創設、また、災害時の被害を防止するために付近の居住者等に緊急措置を行わせる規制を創設。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	①・②については、公共海岸の保全を図るため、③・④については、海岸保全施設の保全を図り、災害の防止に資するため、⑤については、災害時の被害発生防止及び減災のために、それぞれ引き続き規制を維持する必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		